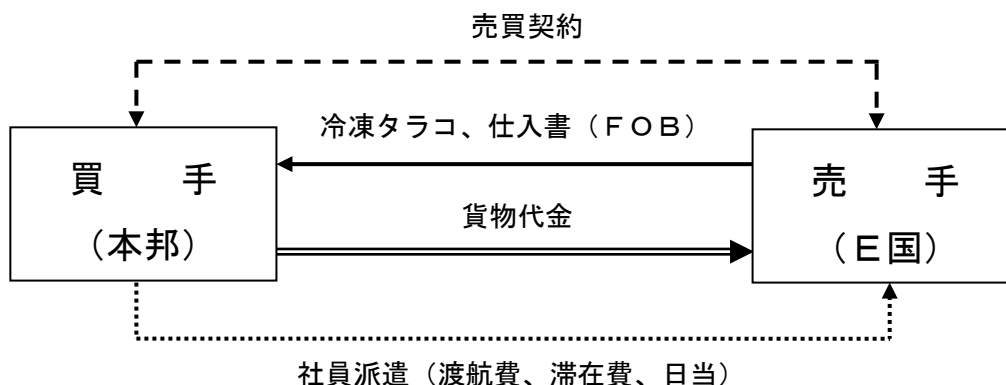


## 22. 買手が輸入貨物の製造及び検査のために派遣した社員に係る費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から冷凍タラコをFOB条件で購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、当社は売手に対し、貨物の製造に従事させるための作業員を派遣することが取り決められています。

今般、当社は、当社の社員3名を作業員として売手の工場へ派遣し、この社員3名のE国への渡航費、滞在費及び日当（労務に係る対価）を負担します。

派遣した各社員は、原材料であるタラコの色検査（当社の品質、規格に合致しているかの確認作業）を行った上で、塩蔵する作業を行います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する社員の渡航費、滞在費及び日当は、現実支払価格に含まれますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する輸入貨物の製造作業に従事する社員の渡航費、滞在費及び日当に要する費用は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が派遣する社員が、検査と合わせて輸入貨物の製造作業に従事する場合、当該業務を行う者に係る費用は売手のために行われた間接支払に該当し、現実支払価格に含まれます。

したがって、貴社が負担する社員3名の渡航費、滞在費及び日当は、上記業務を行う者に係る費用としてその輸入貨物の現実支払価格に含まれます。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(3)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）